

## 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」に反対する

2019年4月5日

民主主義科学者協会法律部会理事会

民主主義科学者協会法律部会理事会は、「法務省による拙速な法曹養成制度改変に反対し、総合的体系的な検討を要請する」（2019年1月6日）、「法曹養成制度改革のための関連四法案（司法試験法、裁判所法、学校教育法、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）策定にあたって改めて訴える」（2019年2月18日）と2度にわたって声明を公表し、拙速な法曹養成制度の改変に反対し、現行制度の総合的体系的な検討が必要であることを一貫して主張してきた。

しかし、2019年3月12日、内閣は「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下法律案と略記）を閣議決定し、国会に上程した。法曹養成に日々携わる大学人や法曹等、当事者はここにおいて漸く法律案の全容を知ることになったのであり、法曹養成制度に関する総合的な検討が国民の間で充分になされた上で法案が提出されたということは到底できない。

しかも当初報道されていたところと異なり、司法試験科目の選択科目を廃止するという提案は、この法律案から削除され、それに代わって予備試験の論文式試験に選択科目を導入し、一般教養科目を廃止するという内容に変えられている。このような経緯を見ると、現行司法試験と法科大学院のカリキュラムの内容に直接関係するこの重要な事柄への対応が短期間の間に反転したこと自体、法律案が拙速のうちに作成されたことを示すものである。

さらに関連する提案のうち、とりわけ大学院への飛び入学と組み合わせられる「連携法曹基礎課程」の学部での設置や「法曹養成連携協定」の文部科学大臣の認定制度が、法学部における法学教育の展開にいかなる影響を及ぼすことになるのか、法科大学院在籍者に司法試験の受験資格を与えることが、法科大学院での学位取得を司法試験の受験資格とする法曹養成理念とどのように整合するのかなど、重要な関心事のいずれについても、当事者である法学部、法科大学院において十分な検討がいまだされていない現実は変わらない。

以上の理由から、民主主義科学者協会法律部会は、本法律案の撤回を求め、今国会における審議に反対することを表明する。